

議長／おはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 48 号議案から第 51 号議案までの 4 件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1 第 38 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 38 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 38 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2 第 39 号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 39 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第40号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第40号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第4 第41号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第41号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第42号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第42号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第43号議案 武雄競輪場メインスタンド等電気設備工事請負契約の一部変更について、及び日程第7 第44号議案 武雄競輪場メインスタンド等機械設備工事請負契約の一部変更についての2件を一括議題といたします。

第43号議案及び第44号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第45号議案 町の区域の変更についてを議題といたします。

第45号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第46号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

第46号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 第 47 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)を議題といたします。

第 47 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／14 款予備費のこの減額の 171 万 9000 円、この内容について御説明をお願いします。

議長／平川企画財政部長

平川企画財政部長／平成 28 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)の予備費の補正についての御質問でございますが、(9)ページのほうの一番下のほうに第 14 款の予備費の補正で 171 万 9000 円の減額補正をかけております。

これは 6 月補正予算の一般財源としての、財源調整の金額として、予備費から 171 万 9000 円を充当したもので、その分の減額でございます。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／(6)ページの放課後児童クラブの苦情の件ですが、流れから言えば、武雄保育園が移転したあとに児童クラブをするということと思うんですが、勉強会の説明では、耐震もないので、短期的なものになるだろうと言われたんですが、大体どの程度の期限を考えているのか。

次に、(8)ページの小学校外国語オンラインの件ですが、大体テレビで見るところ、フィリピンの方が多いたと思いますが、1 対 1 で、スカイプを使ってお話をしながら英語を勉強すると。

予算も少ないし、実際どのような格好でやっていくのかなと。

3 番目はですね、その項目の委託料のところ、アンケート調査、貧困対策のアンケート調査だと思いますけど、今は***とかいろいろ調べていますよね。

それで今後はどういう範囲に、どういう内容をして、いつ頃結果を出そうと思っておられるのか、その 3 点お聞きします。

議長／諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／おはようございます。

御答弁を申し上げます。

まず児童クラブの関係でしたけども、これについては一時的な利用という考え方でおります。

そういうことから、年数を何年と具体的に申し上げるのではありませんけれども、あくまで当分の間というふうに御理解をいただければと思います。

それから(8)ページのオンラインの英会話の授業の関係ですが、これについては、予算の議決をいただきました後、期間的には夏休み明け、9月から来年の3月、月1回ぐらいのペースで、年7回実施をしたいと考えております。

対象は全小学校の6年生を対象に考えているところでございます。

それから、委託料の関係でございます。

これも貧困の関係でアンケート調査をしたいというふうに考えておきまして、内容的にはどういう点で困っているのか。

いわゆる困りごとなどをお聞きしていくということになろうかと考えていますが、あわせて、学校等からのヒアリングも予定をしているところです。

なお、アンケートの関係につきましては、小学1年生の保護者の方、及び、小学5年生、中学2年生の児童生徒、及び保護者。

全体で2200名くらいになると思いますけども、そういう方々からのアンケート調査を考えているところでございます。

議長／ほかに質議ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第11 第48号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

大宅くらし部長

大宅くらし部長／おはようございます。

第48号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書のその2の1ページと2ページ、ならびに別紙をごらんください。

本議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、さる5月31日付けで、別紙のとおり平成28年度武雄市健康保険特別会計補正予算(第1回)について専決処分をいたしましたので、議会に御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

別紙の最後のページになります。

(4)ページをご覧いただきたいと思います。

歳入におきまして、第 13 款をもうけ、前年度繰り上げ充用金の追加を行っております。
これにつきましては、平成 27 年度において、2 億 1565 万 7667 円の歳入不足が生じたので、翌年度、すなわち平成 28 年度からの繰り上げ充用金で、その不足額を補填する必要が生じたために、専決処分により補正を行ったものでございます。

平成 27 年度の国保財政の収支ですが、平成 30 年 4 月から国民健康保険が公益化することに伴いまして、佐賀縣市町国民健康保険公益化等支援方針(?)の中で平成 29 年度末までに累積赤字を解消することになっていきますので、一般会計から、法定外(?)への繰り入れ 1 億円行い、さらに佐賀県公益化等支援金(?)から借入れを 4 億 600 万円行いまして、累積赤字の一部解消を行っております。

その結果、累積で 2 億 1565 万 7667 円の赤字となったところです。

なお、今回の繰り上げ充用金をまかなう財源としては、前のページの(3)ページに掲げております、国庫支出金と県支出金を計上しているところでございます。

以上、今回の補正の概要を申し上げましたが、武雄市の国民健康保険財源は非常に厳しい状況となっております。

引き続き、保険税の収納率の向上や、特定健診の受診率向上などにより、国保財政の健全化に向けて取り組みを進めてまいり所存でございます。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます、第 48 号議案の補足説明といたします。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長／第 48 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 12 第 49 号議案 武雄市長等の給料の特例に関する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 49 号議案 武雄市長等の給料の特例に関する条例について御説明申し上げます。

平成 28 年 5 月 31 日付けで熊本地震に伴う、派遣職員による不祥事にかかる関係職員の処分を行いました。

今回の不祥事に対し、組織のトップである私の責任を明確にし、今後の信頼回復につなげるために、私の給料月額を平成 28 年 7 月から同年 9 月までの 3 カ月間、10%減額するものです。

また、副市長、および教育長についても、管理監督責任として給料月額を平成 28 年 7 月から、同年 8 月までの 2 カ月間、10%減額するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 49 号議案に対する質疑を開始いたします。

8 番 石丸議員。

石丸議員／お尋ねします。

先の説明で、管理責任ということで説明がありましたけども、これに教育長が入っているということの理由を***。

であるならば、教育なら教育長の責任があつて、その上にも責任があると思いますけども、今回それを、教育委員会の関係の人ですかという話をいろいろ聞きますので、名前を言えないということですが、その理由を。

議長／小松市長

小松市長／今回、教育長も含むということにつきましては、組織全体の職務規律の徹底が不十分であったという点に鑑みまして、私、副市長、教育長、3役の給与を減額したいと考えております。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／もう一点確認しますが、3月か4月ごろですね、教職員の不祥事があったということがあります、その件とは全然関係ないということでしょうか、今回は。

議長／小松市長

小松市長／今回の件については、熊本地震の不祥事に対します組織としての責任、これに対しまして、3役の給与を減額したと考えております。

議長／10番 上田議員

上田議員／一般質問でもさせていただきましたが、今回、この議案からいけば、まず本人さん、当事者の方と量刑というか、中身が一緒になっているわけですが、やはり市長の管理責任というのは、本人さんと全く同じ量刑になっていることが、ひとつ理由をお伺いしたいのと、あと確認ですが、先にやりました酒気帯びのときですね、そのときもこのような形を取りましたっけ。

すみません、きょう議案が出て来て、ちょっと資料、私も今手持ちがないものですから、その確認をお願いしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／今回の不祥事に関しましては、市民の皆様からも大変厳しい声をいただいております。

また私、副市長をはじめ、3役で議長と議会の皆様にもお詫びの御報告にいったところ、服務規律が不十分であったのではないかと、そういった厳しい御指摘をいただいております。

そういった点で今回ですね、服務規律が、全職員に対して、徹底されていなかったというところについて組織としての責任、加えて社会的影響力の大きさに鑑みまして、私自身、不祥事を起こした職員と同等の減額、責任ということで、減額をしたいと考えております。

また酒気帯びのときについてはこのような措置は行っておりません。

今回につきましては、市民の皆様、議会の皆様、被災地の皆様、全国に対して、ものすごく信用を失墜したという、そういった影響の大きさに鑑みまして、私ならびに副市長、教育長の給与を減額したと考えております。

議長／質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 50 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／議案書その 2、4 ページ及び議案資料 1 ページをごらんください。

第 50 号議案財産の取得について補足説明を申し上げます。

所得する財産につきましては、ICT 機器関連等一式であります。

内訳につきましては、市内全小中学校へのタブレット型端末、1000 名の整備に係るものです。

取得の価格は 7216 万 9920 円でございます。

取得の相手方については、株式会社エデュアスであります。

今回取得する機器の選定につきましては、武雄市小中学校タブレット端末選定委員会において協議がされ、タブレット端末の児童と先生の連携を行う、学習支援システム及びそのサーバーとの接続等の効率的かつ円滑な業務遂行が望まれ、かつ小学生の使いやすさを考慮した、機器、画面、サイズの選定などを勘案した上で、タブレット型端末を選定され、教育委員会に答申いただいたものでございます。

タブレット端末につきましては、東芝社製、ウィンドウズタブレット、S80、画面サイズ 10.1 インチです。

以上で第 50 議案の補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 50 号議案に対する質疑を開始いたします。

7 番 池田議員

池田議員／何点かお尋ねいたします。

今回小中学校タブレット選定委員会ですね、その中で議論をしていただいたということですが、小学校に導入されたのが、2 年前で KEIAN のタブレットが導入されております。

今回使いやすさとか、さまざまなものを勘案して更新をするということですが、前機種に

対するいろんな、報道もなされて、フリーとかいろんな問題も取りざたされましたけども、そういうところも選定委員会なり、検証委員会のときには選定委員会しかいわれていないので、検証をされて、これじゃだめだから、更新をしなければいけないねという議論になってしたのか、実際ですね、2年しかたっていない中で、この更新が必要だったのかどうか。

それと、契約書を議決が通れば本契約書になるんですが、随意契約ということで、その中において、随意契約によることとした、根拠条文および理由を具体的かつ詳細に記載することとなっております。

また、エデュアスさんと、契約を結ばれるに当たって、ほかの業者さんが、何社きたのか。見積もりを何社から取られたのか、その辺をお尋ねします。

議長／諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／御答弁申し上げます。

なんで2年間でということでございますが、これについては当初予算の予算審議のおりでも御説明を申し上げてきたというふうに考えておりますけども、現在導入しております端末の保守の期間、いわゆる補償期間ですね。

これが2年でできるということから、安定的かつ経済的に1人1台のタブレットを小学生、あるいは中学生に維持していくと、こういう施策を進められたということは、どうしてもこの3年目に当たる今年度、更新の事業が必要であると、ということから予算のお願いをしてきているということでございます。

この議決を受けまして、今回その機種等を具体的に選定してきたということでございます。それから、今回の選定委員会の選定作業でございますけども、指名型のプロポーザルという形式で審査を行いました。

これは契約の分類としては、随意契約という管仲に入るものでございますけれども、このプロポーザル審査というのは、こういう企画、あるいは提案型の器機等が必要な部分については、単に金額だけで調査をするのではなくて、その内容等を厳しく審査しながら、武雄市の子どもたちにとって、あるいは先生にとって最も相応しいものを選ぶ、そういう趣旨から武雄市のほうが仕様書をつくりまして、これに基づいた提案をしていただく。

提案をしていただく指名をしたのは4社ということでございます。

これについては、市内のICT関連の実績がある事業者を指名をしたということでございます。

この中から、3社から応募があったということで、その3社の提案内容を厳しく選定委員会の中で選考いただいたということでございます。

ご質問に対しての説明は以上でございます。

議長／7番 池田議員

池田議員／市内の業者を選定したと説明を受けましたけれども、一つの相手方、東京都港区と書いてあります。

それと前機種は今使われている KEIAN のタブレットのことは、検証されたのかどうか。機種について性能とかいろいろなものを勘案をされて、これじゃだめだからウィンドウズという結論になったのか。

その辺のところを再度お尋ねをいたしますけれども、あと前回同じ、エデュアスさんでアンドロイドでしたよね、OS は。

今回、ウィンドウズに変えられたという理由と、それと1回目にお聞きしましたけれども、根拠上及び理由の具体的かつ詳細な記載という部分は、契約書ではなくてほかのところに記載をされているのか。

それとですね、エデュアスさんの会社について、説明を求めたいと思います。

その理由については、エデュアスさんと先日、競輪場のネーミングライツで、出てきたオッズパークですね。

この会社とこのエデュアスの住所が同じところなんですよ。

会社名が同じところで。

代表取締役も同じ方です。

この会社の内容についてお尋ねをいたします。

議長／諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／先ほど、事業者の応募の関係で申し上げましたけれども、市内ということで申し上げましたが、正確に申しますと、4社に指名をしたということでございます。

そのうち、2社が市内、それから市外が2社ということで、その分については御訂正をさせていただきますと思います。

それから、検証の関係でございますけれども、今回は保証期間がきれるということで、新たに2年たった後の、これからの将来の端末等をふまえて、どれが一番相応しいかふまえての、選定採用をさせていただいたというところでございまして、その中から最も相応しいものが今回御提案している機種であるというところでございます。

それから、端末とウィンドウズに今回はなったわけですが、これはどの機種、あるいはOSを使う、こういう指定はしておりません。

使用した中では幅広く御提案をしていただく。

ただし、武雄市が求めるレベルの最低限のものだというのは、仕様書の中では示しているわけですし、この分については当然機能として備えていただく。

こういう状況のもとに幅広くしたということでございます。

その中から結果として、ウィンドウズが選定されたということでございます。

それから、根拠上分の観点については、手元に資料をお持ちしていませんので後ほどお答えします。

それから会社概要ですが、そのエデュアス社というのはこの ICT 関連の器機を扱われている事業者であるというふうに承知をしております。

議長／7番 池田議員

池田議員／市外2社から最終的には応募があったということですね。

考え方としては、市外と会社名が出せないんですかね。

それと、契約に当たって、契約するときに明記しなければならないとあります。

それが手元に資料がないということですが、それとですね、会社を調査されたのかどうか。

こういう器機を扱う会社だということでも今お聞きしましたが、以前の登記を調べたところ全然違う業務内容になっていると。

ちゃんと調査されたのかどうかお尋ねします。

議長／諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／指名の観点でございますけれども、今一度御答弁させていただきますが、指名をさせていただいたのは市内事業者2社、それから市外の事業者2社、合計4社でございました。

そのうち1社が辞退されましたので、3社から提案をいただいた内容で審査をしたということでございます。

ですから、会社のエデュアスについてでございますけれども、先ほど御答弁申し上げたように ICT 関連を扱っている事業者ということで、そういうふうに現在の端末等を導入をしていただいて、武雄市で事業をさせていただいている実績のある事業者であるというふうに考えております。

議長／諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／御答弁申し上げます。

オッズパークの関連については、別会社であるというふうに考えております。

それ以上のお答えはできないということで。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／KEIAN 名(?)と入れたわけですよ。

それで選定委員会でものすごくいいちゅうことで、私はどうかなと思ったけど、いいということを入れたわけですよ。

それで、使っていると。

少しトラブルもあるけれど、***大丈夫というようなことで。

結局、補償期間が2年だから変えるってだけでしょ。

もったいない話ですよ。

機械が古くなって変えるならいいけど、だから補償期間ですよ、延長の契約をしたらいだけじゃないですかね。

議長／諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／更新を今回いたすわけでございますが、まだ現在使っている機種については、2年間が経過したらということでございます。

われわれとしては当然5年間ぐらいは使っていきたいということです。

ですから、現在の残りを変えるわけではないので、残りの分については今後も引き続きつかっていきます。

そして逐次更新をすることになろうと思いますが、変えた分については破損等、補償等が発生した場合に予備機という形で使って、今後も使っていくということで、対応したいというふうに考えております。

議長／23番 江原議員

江原議員／この選定委員会の議事録があります。

以前、結局は開示請求で、その資料があるのになかなか出てこなかった。

これに関することではありませんけれども、執行側として務めていく以上、議事録があるかと思えます。

今補償期間の問題言われましたが、KEIANも補償期間は2年、先ほど耳にした保証期間は2年やろうもんと、IT器機は2年やろうという話がありましたが、先ほど部長5年は使いたいと。

今回のエデュアスも、このウィンドウズこれも同じ補償期間は2年ですけど、5年使うと。

じゃあKEIANは補償期間が2年と、だからもう変えますと。

変える理由はなんでしょう。

そうすると、KEIANを選定委員会が選択したときのことが問われるんじゃないかと思うんですけど、私手元にありませんので、KEIANを平成26年度導入するときの選定委員会の

議事録があれば提出していただきたいと。

もう一つ、このエデュアスのこういう非常にさまざまな今 IT 業界の中で、いわゆる技術力をそれぞれ競い合われているわけですが、たぶん親会社があるかと思いますが、この競輪場のキョトウ(?)の選択のときに、耳にした親会社は有名な会社であり、多分このエビアスもそうした親会社の子会社かなと思いますが、答弁できればこの3点お願いします。

議長／諸岡こども教育部長

諸岡こども教育部長／選定委員会の御質問でございましたけども、当然選定委員会については、8名の委員さんで構成をさせていただいて、慎重な御審議をいただいているということです。

その内容あるいはお名前については公表は控えさせていただいております。

それから保証期間の関係で御質問がありましたけども、保証期間は2年間で、ただし2年過ぎればまったく使えなくなるかということではなく、ですから5年程度は使えると申し上げましたが、全てを一気に更新をすることは、財政的な面も含めて難しいことがございますので、今回そのうちの1000台について更新をしたいということでございます。

1000台で全部を更新するわけではないので、3分の1程度です。

残りの分については当然今後も使っていく。

ただし、1000台分については、使えている分もありますので、それは故障等に使う予備機として使っていきたいと考えております。

それからエデュアス、会社のことでお尋ねありましたけども、私のほうとしては今回 ICT の器機を導入する事業者。

これまでも導入していただいている会社であるというふうに承知をしているところでございます。

選定委員会の議事録の件ですが、当然これは事務局がありますので作成をしているというところでございます。

議長／質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第14 第51号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算(第4回)を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

平川企画財政部長

平川企画財政部長／第51号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算(第4回)について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、武雄市こども図書館建設事業にかかる基本設計の環状に伴い、平成28年度、29年度の2カ年に継続事業で工事費等に要する経費をお願いいたしております。

補正予算の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に、1億6270万円を追加し、補正後の総額を254億9878万9000円とするものでございます。

第2条の継続費については、4ページの(2表、継続費補正)の等位。

武雄市こども図書館建設事業の温帯工事、工事監理業務委託、及び備品購入に係る継続費、3億8750万円の設定をお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正については、5ページの(第3表、地方債補正)の等位、こども図書館の変更をお願いするものです。

歳出について御説明申し上げます。

予算説明書の(4)ページをごらんください。

10款教育費、5項社会教育費、4目図書館費について、15節工事請負費では、子ども図書館建設費にかける、本体工事費、電気設備工事費、機械設備工事費等で、1億4700万円、敷地整備工事に800万円。

また、18節備品購入費では、家具等の購入をお願いしています。

また、歳入につきましては、予算説明書の(3)ページをごらんください。

今回の補正の財源は、しさいとして、合併特例債1億3470万円。

基金繰入金として、公共施設整備基金から、2800万円をそれぞれ計上しています。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第51号議案に対する質疑を開始いたします。

16番 宮本議員

宮本議員／工事費ということですが、駐車場を確保するというお話があるんですけども、外構工事とか何とか、ちょっとあんまり聞かなかったんですけども、駐車場整備の費用というのは、この中からふえてくるのかどうかについてが1点ですね。

もう一つは今すでに予定地の前の川を、***にするのか、子どもの川遊びにするかわかりませんが、工事をしてありますよね。

それはもうこれとは別の話になるんですかね。

この2点について。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／おはようございます。

まず、駐車場整備のお話でございますけれども、駐車場整備の費用については今回の要求額には入っております。

29年度、来年度以降の予算でお願いすることになるかと思っております。

それから、水量工事の点でございますけれども、水路工事については暗渠で整備をさせていただきよう、当初予算のほうでお願いをしているところでございます。

すでに***いただいて、着工しているところでございます。

その整備後の姿でございますが、そこにつきましては、人が通れるような形になるかと思いますが、いろんな施設に活用するような形は、現在のところでは考えております。

議長／23番 江原一雄議員

江原議員／2カ年、2年度にわけて提案されているんですが、その内容について御説明を。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／内容でございますけれども、予算書の(4)ページをごらんいただきたいと思えます。

委託料につきましては470万円をお願いをしていますが、これは工事監理業務委託料ということで、来年度も引き続き行いますので、今年度の分については480万、来年度分については720万で***。

トータル1200万で予算をお願いしたいと思えます。

それから工事費ですけれども、建設工事費1億4700万、これ今年度分ですが、来年度は2億2030万ということで、トータル3億6730万円で予定をしているところでございます。

これにつきましては建物本体、電気設備、機械設備、それから外構工事を含んでおります。

それから、18節の備品購入費310万円ですね。

これにつきましても、今年度分が310万円、来年度分として460万円を予定して、770万円をお願いと考えているところです。

以上です。

議長／質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第15 報告第3号 平成27年度武雄市競輪事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第3号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであります。

この程度にとどめたいと思います。

日程第 16 報告第 4 号 平成 27 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 4 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第 17 報告第 5 号 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 18 報告第 6 号 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 19 報告第 7 号 平成 27 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 20 報告第 8 号 平成 27 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもおつかれさまでした。